

**東京大学 未来戦略 LCA 連携研究機構 先制的 LCA 社会連携研究部門
特任助教（特定有期雇用教職員） 募集要項**

職名及び人数	特任助教 1名
契約期間	2026年4月1日～2027年3月31日
更新の有無	<p>更新する場合があり得る。</p> <p>更新する場合は1年ごとに行うが、更新回数は2回、在職できる期間は2029年3月31日を限度とする。</p> <p>更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。</p>
試用期間	採用された日から14日間
就業場所	<p>先端科学技術研究センター 未来戦略 LCA 連携研究機構 (東京都目黒区駒場4-6-1)</p> <p>変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）</p>
業務内容	<p>先制的LCA手法とその応用に関する研究、及び本連携研究機構と社会連携研究部門（https://www.utlca.u-tokyo.ac.jp/）における学内外との連携プロジェクトの推進。</p> <p>変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）</p>
就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額40万円～60万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円／月まで）
加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	<p>1) 博士の学位を有する者、または学位取得見込みである者</p> <p>2) LCA関連分野の研究経験または実務経験を有する者、またはLCA手法の研究に意欲を有する者</p> <p>3) 日本語および英語による業務遂行ができる者</p>
提出書類	<p>1) 東京大学統一履歴書（以下のURLからダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</p> <p>2) 主要な研究内容の概要（A4用紙2枚程度）</p> <p>3) 前項の研究内容を示す代表的な研究論文等（3件以内）</p> <p>4) 研究活動の抱負（A4用紙2枚程度）</p> <p>5) 研究業績リスト（様式は任意、査読の有無を明記のこと）</p> <p>6) 応募者についての参考意見を伺える方2名の氏名・所属・連絡先</p> <p>※その他必要に応じ、追加の書類・資料を求めることがあります。</p> <p>書類選考の上、面接を行います。</p>

提出方法	件名を「応募書類（未来戦略 LCA 連携研究機構・特任助教）」とし、本文に ① 所属・職名・氏名 ② 連絡先と電子メールアドレスを記入の上、 上記提出書類の電子ファイルを添付して、以下のメールアドレスに送付すること。 東京大学 先端科学技術研究センター・未来戦略 LCA 連携研究機構 教授 醍醐 e-mail: apply@utlca.u-tokyo.ac.jp ※ 2～3日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
応募締切	2025年12月12日（金）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。 (ただし適任者が見つかり次第、募集は締切ります。)
問い合わせ先	〒153-8904 東京都目黒区駒場4-6-1 東京大学 先端科学技術研究センター・未来戦略 LCA 連携研究機構 教授 醍醐 TEL: 03-5452-5269 e-mail: apply@utlca.u-tokyo.ac.jp
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	<ul style="list-style-type: none"> 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い： 産前・産後休暇及び育児休業による中断期間分を雇用延長することがある（プロジェクトの状況等による。詳細は応相談） 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。